十二ノ九十七 第七棚

810
24

諸伺達

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

[illegible]

12 諸伺達 上書

天保十二丑年

一 新鮮稚人參代令五十年分右網仕者業種
屋敷中立仕之年四十網元仕者也

一 四令義儀以下形之義之年也

三 一 右衛門四十從他右止諸屋敷場所
引渡仕者儀以義之年也

一 百姓地借地之分引拂之處屋敷者以下年

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

十一 n 十三年
一 n 一 n 一 n

四用中付ニ合ニ年

十三 一 令根吹出し 停止ニ付ニ出ニ年

十四 一 公役令ニ付元拂ニ勘定候ニ成ニ付中後
其年ニ付ニ合ニ年

十五 一 江戸橋口ニ市上水木場番人ニ成ニ年

十六 一 於番場濱返し 仕立ニ付ニ請ニ付ニ取ニ而ニ反ニ

十七 一 陳川測 陳沙除ニ手下 候牝角場ニ合ニ年

十八 一 南鍋ニ至ニ蔵院ニ免ニ勤化ニ年

十九 一 英岸橋際地代令網方円 頭ニ成ニ年

二十 一 出雲屋 深ニ吏ニ用令ニ返網ニ成ニ付ニ元
四代ニ相 二年ニ付ニ年

四一 〔元辰年〕 [illegible]

四二 〔〕 [illegible]

四三 〔〕 [illegible]

四四 〔〕 [illegible]

四五 〔二巳年〕 [illegible]

四六 〔〕 [illegible]

四七 〔〕 [illegible]

四八 〔〕 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24
ガラス使用

四十九 一 四位 [illegible] 二百五十年
上 [illegible] 人 [illegible] 事

四十一 一 [illegible] 新道 [illegible] 五人 [illegible] 後
[illegible] 立 [illegible]

四十二 一 [illegible] 九 [illegible] 年 [illegible]
四 [illegible] 事

四十三 一 [illegible] 今 [illegible] 四 [illegible]
四 [illegible] 上 [illegible] 四 [illegible] 事

四十四 一 四 [illegible] 小屋 [illegible] 所 [illegible]
事

四十五 一 [illegible] 所 [illegible] 地 [illegible] 事

四十六 一 四 [illegible] 四 [illegible]
[illegible] 事

四十七 一 [illegible] 年 [illegible] 事

四十八 一 [illegible] 中 [illegible] 是

第九
一 未松表等ヲ所轄ノ庁府県ニ於テ検査ノ為メ派出スルトキハ其ノ庁府県ニ於テ旅費ヲ支給スヘシ

第十
一 未松陸軍省ノ外ニ於テ其ノ等級ニ応シ陸軍大将ノ例ニ準シ旅費ヲ支給スヘシ

第十一
一 未松内外人ヲ問ハス所轄庁府県ニ於テ

第十二
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ慰労ノ宴ヲ設ケ又ハ物品ヲ贈与スルトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第十三
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ葬儀ヲ営ムトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第十四
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ墓碑ヲ建ツルトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第十五
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ会葬スルトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第十六
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ祭典ヲ行フトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第十七
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ会葬スルトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第十八
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ祭典ヲ行フトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第十九
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ会葬スルトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第二十
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ祭典ヲ行フトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第二十一
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ会葬スルトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第二十二
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ祭典ヲ行フトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第二十三
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ会葬スルトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第二十四
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ祭典ヲ行フトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

第二十五
一 未松所轄庁府県ニ於テ傷病者ノ為メ会葬スルトキハ其ノ費用ヲ支給スヘシ

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24
ガラス使用

五十六 一 門 三年年 寿場四番請ニ付請負人ニ説授ニ比ニ上ニ候
事

五十七 一 門 浅瀬川ニ居合ニ御口之世俗世宣ニ為刑拂
其合四勤足事ニ付ニ事

五十八 一 門 町方掛ニ小人同付居ニ合事

五十九 一 門 二百ニ御口之事ニ無拂ニ或新ニ補ニ長ニ之事ニ
途中ニ付ニ之義門ニ出来ニ事

六十 一 門 七年年 尾張殿ニ為居合ニ九扱方場人中付ニ義
四藏御ニ事
他様又九扱ニ放ニ候ニ事

六十一 一 門 中ニ殿御門梨於四厨門ニ為ニ右掛ニ事

六十二 一 門 町令ニ而新焼ニ付借用後ニ之ニ就ニ出ニ之ニ義
四勤足方ニ事

六十三 一 門 四勤足ニ而内用事ニ之ニ至ニ御ニ病死事

六十四 一 加和元申年
当社年行ゟ只訴之事

六十五 一 冂
二世宿祢四親持方雑用寄合之事四勅定
訴ゟ事

六十六 一 冂
四勅定年行ゟ只取之事

六十七 一 冂二百年
長田信濃守所ゟ産物引請人事

六十八 一 冂
指物帳引替之事

六十九 一 冂
四庫持之節四開請取之円二代上納物持
四鷹鳥鳥四勅定年行ゟ事

七十 一 冂
水銀之義ニ付四番請年行ゟ事

七十一 一 冂三代年
四上家請少屋只代師 給侍衣右衛門
只代師之右偏ニ拾事

七十二 一 冂
四勅定替人ニ事

七十三 一 [illegible]

七十四 一 [illegible]

七十五 一 [illegible]

七十六 一 [illegible]

七十七 一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

[illegible]

「町奉行所」

[illegible]

蓮池中金元波金銀[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

出雲守より仕之事

天保十一年十月

河美守　春文村　喜重

〃　能　平重

〃　杉　喜重

中務丞重

遠江守長興組之

〃　東漸八年

安房守重

作右衛門重

〃　杉右衛門重

山本助之丞

馬場安房守

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

足立文庫

書面之通承知致
業候様可被申渡候
尤御届之儀は
御一同様可被仰聞候
以上

三月

堀野七左衛門
七沢権右衛門
桜本善兵衛

覚

一金百拾両ヲ永百拾九文ニ
渡候事

一金百拾両ヲ永百拾九文ニ
付金百両ヲ永百両ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永九拾八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永九拾六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永九拾四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永九拾二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永九拾文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永八拾八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永八拾六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永八拾四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永八拾二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永八拾文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永七拾八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永七拾六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永七拾四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永七拾二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永七拾文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永六拾八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永六拾六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永六拾四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永六拾二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永六拾文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永五拾八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永五拾六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永五拾四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永五拾二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永五拾文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永四拾八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永四拾六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永四拾四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永四拾二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永四拾文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永三拾八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永三拾六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永三拾四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永三拾二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永三拾文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永二拾八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永二拾六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永二拾四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永二拾二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永二拾文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永十八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永十六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永十四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永十二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永十文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永八文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永六文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永四文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永二文ニ永九拾文ニ
付金百両ヲ永九拾文ニ永九拾文ニ
付

右書面御触流之通
御公儀御触流ニ付
御領分中不洩様
御触流可被成候
以上

三月

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

来寅年年貢之儀ハ追而御地行仕申付候事

中ニ付不残御地行仕申付候事

親兄弟厳敷御法度ニ候間

可被心得候事

追而御法度之儀ハ別紙之通

有之候間

各相心得可申事

以上

寅十月

土屋丹後守

中務大輔殿

東條八郎左衛門

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

内目付より進達して致し内勝手方不結時
急内用ゆゑ其を尚ゆゑ内目付に可致
是者ハ

一 急内用ゆゑ節を是迄内細ゆゑ是合年
ゆゑ結ぶ事ハ数多有ゆゑ也以来を実て
急速ゆゑ候を格別相当ゆゑ事ハ

又を二三日も有ゆゑ事ハ無之事ハ
所書是ハ出ゆゑ事ハ急ゆゑ事ハ
して不付内用を以所ゆゑ内目付に
是者ハ

一 引替ゆゑ候ハ有ゆゑ先引
替ゆゑ事を下ケ事ハ代り無之ハ新規

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24
ガラス使用

出来之方更に次第相当近々も早々引替
之所ニ相渡ハ

一 調相ニ換之振手所之書面ニ換給きも
有之由以来相違之振所書ニ給ハ
右用之之有之弱変所ニ由細工所見
之上ニ言ニ以上之者ハ

右之通寛政二戌年向之ニ相達之所ニ
近年相弛之所書并引替所ニ
候及延引ハ銀相使ハ以来ハ寛政度
相達ハ通相ニ以所書ニ由勝手掛り
由同付ニ以上之者引替所之候ニ迷滞
之所ニ以上之者ハ振向之ニ以下ニ達ハ

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

九月廿日

遠山長秋

林大学頭

林式部少

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』 請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

[illegible]

十月[illegible]

入[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天保十二年七月

湯殿之組衆

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

御書新様

[illegible]人組　[illegible]

名見以出[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

御書判様

文政　年　月　日

長崎奉行

天保十二丑年十月廿七日

陽明門院

東宮

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

町奉行所

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

教文達之由修復掃除致勞忠
之段厚ク御沙汰被遊候有形痛所
今般改正之間逸々有形痛所
今般改正之方役々出役之段
以ての外之儀ニ付右之振合ニ
厳ク申渡此段達ニ及ふ
寛三月

目安書

右之通
御中門
作事方
御普請方
御勘定所
御作事方
御普請方
御勘定所
御作事方
御普請方
御勘定所
御

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

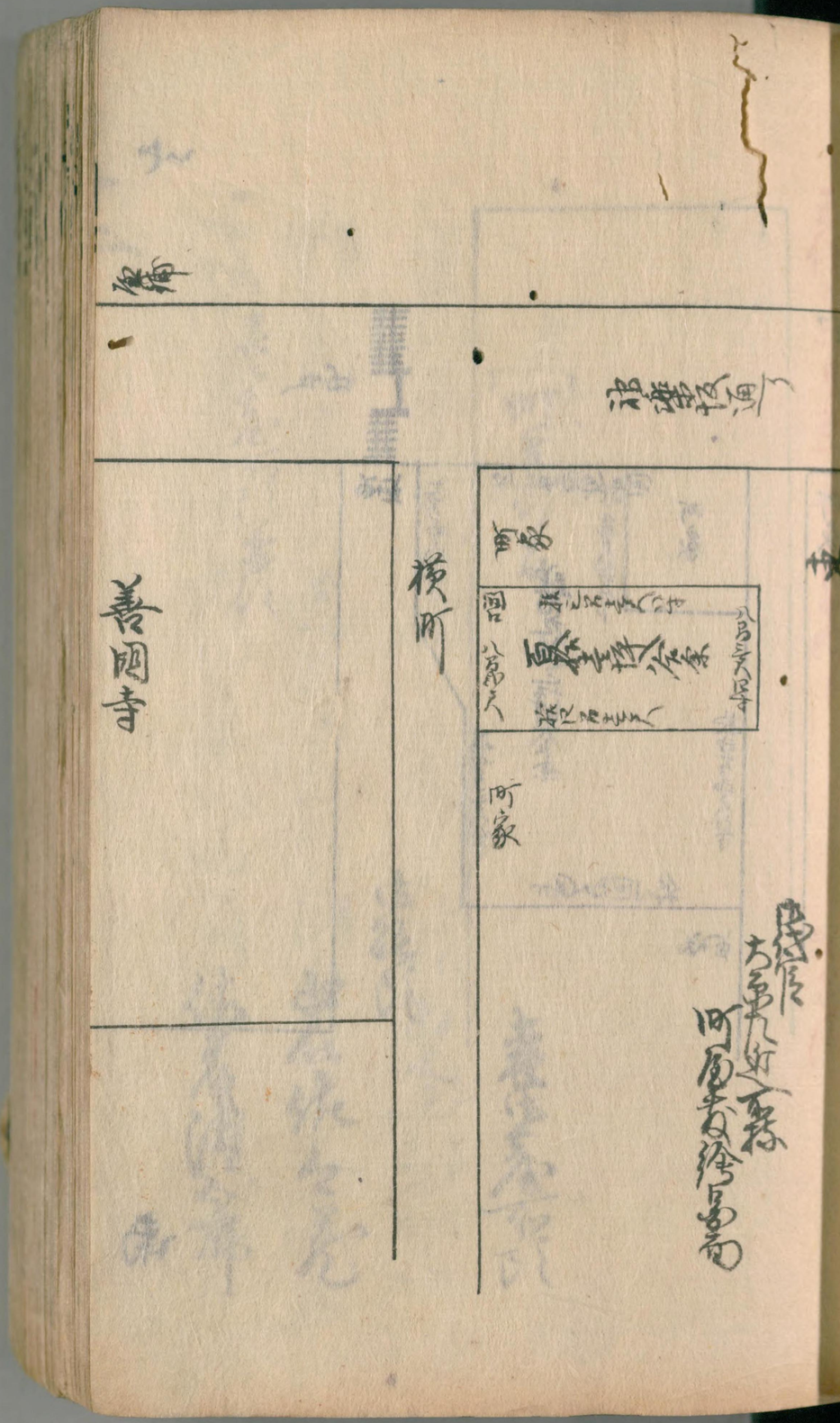

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用

右手書之處而已兼役山口桂左衛門殿
代清水帝後尚宮六月八日迄書面通
兼役年番右衛門の係之此所出達候以上

宮六月

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『諸伺達』　請求記号 810-24

ガラス使用